

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、障害者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

熊谷市長

## 公表日

令和5年8月3日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>熊谷市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等の通所給付申請を受けて、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定する。 また、支給決定に係る児童が、支給決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療・障害児入所医療を受けたときは、当該医療に要した費用について肢体不自由児通所医療費・障害児入所医療費を支給する。 その他、児童通所支援の申請にあたっての障害児相談支援給付費の申請受付・支給、高額障害児通所給付費の支給等を行う。</li><li>・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。 また、身体障害者手帳の交付を行う。</li><li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求、その他、精神障害者保健福祉手帳の交付を行う。</li><li>・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。 また、療育手帳の交付を行う。</li><li>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当の支給、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当の支給、その他、資格喪失届、その他変更届等を行う。</li><li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書とともに障害福祉サービス受給者証を通知する。 また、地域生活支援事業では、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が中心となり創意工夫により事業の詳細を決定し、効果的・効果的な取組みを行なう。</li></ul> <p>番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 障害福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)資格管理ファイル
- (2)支払ファイル
- (3)所得ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）（平成25年5月31日法律第27号）<ul style="list-style-type: none"><li>・番号利用法第9条第1項 別表第一の7、8、11、12、14、33の3、34、46、47、84の項</li></ul></li><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）<ul style="list-style-type: none"><li>・別表第一省令第7条第2号</li><li>・別表第一省令第8条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</li><li>・別表第一省令第11条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号</li><li>・別表第一省令第12条第1号、第2号</li><li>・別表第一省令第14条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号</li><li>・別表第一省令第24条の5</li><li>・別表第一省令第25条第1号、第2号、第3号</li><li>・別表第一省令第38条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号</li><li>・別表第一省令第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号</li></ul></li></ol>
--------	---

**4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携**

<p>①実施の有無</p>	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)          : 第三欄が「市町村長」の項のうち、第四欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含む項(16、26、56の2、87の項:12条1号ニ、2号ハ、4号ニ、6号ハ、8号ニ、19条1号チ、30条1号ヲ、2号ヲ、44条1号チ)          : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含む項(57の項:31条1号ヘ、2号ホ、5号ヘ)          : 第三欄が「市町村長」の項のうち、第四欄に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含む項(16、116の項:12条1号イ、4号イ、6号ハ、8号イ、59条の2の2・1号イ)          : 第三欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含む項(109の項:主務省令該当なし)          : 第三欄が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当に関する情報」が含む項(56の2の項:30条1号ル、2号ヌ)          : 第三欄が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含む項(19の項:13条の2・2号ロ)          : 第三欄が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄に「特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含む項(56の2の項:30条2号ル)          : 第三欄が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報」が含む項(110、120の項:55条の3・1号ト、59条の3・1号ヲ、2号ヲ)          : 第三欄が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含む項(9、12、15の項:8条1号ヲ、2号ヲ、10条の2・1号ト、11条の2・1号ト)(別表第二における情報照会の根拠)          : 第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(10の項:9条1号、2号、3号、4号、5号)          : 第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(11の項:10条1号、2号、3号、4号、5号)          : 第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(12の項:10条の2・2号)          : 第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(20の項:14条1号、2号、3号)          : 第一欄が「市長村長」の項のうち、第二欄に「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(53の項:27条1号、2号、3号)          : 第一欄が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち第二欄に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(66の項:37条1号、2号、3号)          : 第一欄が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(67の項:38条1号、2号、3号)          : 第一欄が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(68の項:38条の2・1号、2号)          : 第一欄が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄に「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(85の項:主務省令該当なし)          : 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(108の項:55条1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号)          : 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(109の項:主務省令該当なし)          : 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(110の項:55条の3・1号、2号、3号、4号)          ※108、110の項のうち「地方自治法第252条の17の2」「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条」を根拠とする事務あり。</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市福祉部障害福祉課障害福祉係 電話048-524-1111 内線287

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	高橋 近男	堀越 奈緒美	事後	-
平成28年10月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		: 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含まれる項(19の項)	事後	
平成28年10月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		: 第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(53の項)	事後	
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	総務部庶務課行政係 内線223	福祉部障害福祉課障害福祉係 内線287	事後	
平成29年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		: 第一欄(情報照会者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(66の項)	事後	
平成30年1月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		: 第三欄(情報提供者)が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(110、119の項) : 第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15の項)	事前	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年10月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	堀越 奈緒美	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 障害福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 障害児童福祉ファイル (2) 障害者福祉サービス (3) 自立支援給付ファイル (4) 特定障害者手当等ファイル	(1) 資格管理ファイル (2) 支払ファイル (3) 所得ファイル	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄が「市町村長」の項のうち、第四欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、87の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(57の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(16、116の項) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七條に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄が「市町村長」の項のうち、第四欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を含む項(16、26、56の2、87の項:12条1号ハ、2号ロ、4号ニ、6号ロ、8号ニ、26条1号チ、30条1項12号、44条1号チ) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」を含む項(57の項:31条1号ヘ、2号ホ、5号ヘ) : 第三欄が「市町村長」の項のうち、第四欄に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」を含む項(16、116の項:12条1号イ、4号イ、6号ハ、8号イ、59条の2-1号イ) : 第三欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七條に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」を含む項(109の項:主務省令該当なし)	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月13日	同上	<p>:第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当に関する情報」が含まれる項(47、56の2の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含まれる項(19の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項(56の2の項)</p> <p>:「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(110、119の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15の項)</p>	<p>:第三欄が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当に関する情報」が含む項(56の2の項:30条11号)</p> <p>:第三欄が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含む項(19の項:13条の2・2号二)</p> <p>:第三欄が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄に「特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含む項(56の2の項:30条11号)</p> <p>:第三欄が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報」が含む項(110、119の項:55条の2・1号ト、2号ト、3号ト、4号ト、59条の3・1号ル、2号ル)</p> <p>:第三欄が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含む項(9、12、15の項:8条1号ル、2号、10条の2・1号ト、11条の2・1号ト)</p>	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月14日	同上	<p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(10の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(11の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(12の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(20の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(53の項)</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(10の項:9条1号、2号、3号、4号、5号)</p> <p>:第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(11の項:10条1号、2号、3号、4号、5号)</p> <p>:第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(12の項:10条の2・1号)</p> <p>:第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(20の項:14条1号、2号、3号)</p> <p>:第一欄が「市長村長」の項のうち、第二欄に「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(53の項:27条1号、2号、3号)</p>	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月15日	同上	<p>:第一欄(情報照会者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(66の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(67の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(68の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(85の項)</p>	<p>:第一欄が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち第二欄に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(66の項:37条1号、2号、3号)</p> <p>:第一欄が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(67の項:38条1号、2号、3号)</p> <p>:第一欄が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(68の項:38条の2・1号、2号)</p> <p>:第一欄が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄に「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(85の項:主務省令該当なし)</p>	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月16日	同上	<p>：第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(108の項)</p> <p>：第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(109の項)</p> <p>：第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(110の項)</p>	<p>：第一欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を含む項(108の項：55条1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号)</p> <p>：第一欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を含む項(109の項：主務省令該当なし)</p> <p>：第一欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を含む項(110の項：55条の3・1号、2号、3号、4号)※108、110の項のうち「地方自治法第252条の17の2」知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条」を根拠とする事務あり。</p>	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号利用法第9条第1項 別表第一の8、12、14、34、46、47、84の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第8条第1号、第2号、第3号、第4号</p> <p>・別表第一省令第12条第1号、第2号</p> <p>・別表第一省令第38条第1号、第2号、第3号</p> <p>・別表第一省令第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号利用法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、46、47、84の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第8条第1号、第2号、第3号、第4号</p> <p>・別表第一省令第11条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号</p> <p>・別表第一省令第12条第1号、第2号</p> <p>・別表第一省令第38条第1号、第2号、第3号</p> <p>・別表第一省令第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号</p>	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		項目1～9	事後	評価項目追加のため
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>熊谷市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。</p>	<p>熊谷市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。</p> <p>また、身体障害者手帳の交付を行う。</p>	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。</p>	<p>・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。</p> <p>また、療育手帳の交付を行う。</p>	事前	療育手帳情報の情報連携開始による。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月26日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、46、47、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条第1号、第2号、第3号、第4号 ・別表第一省令第11条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 ・別表第一省令第12条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 ・別表第一省令第24条の5 ・別表第一省令第25条第1号、第2号、第3号 ・別表第一省令第38条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 ・別表第一省令第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の7、8、11、12、14、33の3、34、46、47、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第7条第2号 ・別表第一省令第8条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 ・別表第一省令第11条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 ・別表第一省令第12条第1号、第2号 ・別表第一省令第14条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号 ・別表第一省令第24条の5 ・別表第一省令第25条第1号、第2号、第3号 ・別表第一省令第38条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 ・別表第一省令第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	事前	療育手帳情報の情報連携開始による。別表第一の7の項及び33の項に係る省令の各条以外は事後
令和3年10月26日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄が「市町村長」の項のうち、第四欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含む項(16、26、56の2、87の項:12条1号ハ、2号ロ、4号ニ、6号ロ、8号ニ、26条1号チ、30条1項12号、44条1号チ) :第三欄が「市町村長」の項のうち、第四欄に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含む項(16、116の項:12条1号イ、4号イ、6号ハ、8号イ、59条の2・1号イ)	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄が「市町村長」の項のうち、第四欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含む項(16、26、56の2、87の項:12条1号ニ、2号ハ、4号ニ、6号ハ、8号ニ、19条1号チ、30条1号ワ、2号ワ、44条1号チ) :第三欄が「市町村長」の項のうち、第四欄に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含む項(16、116の項:12条1号イ、4号イ、6号ハ、8号イ、59条の2の2・1号イ)	事後	番号利用法改正による号ずれの修正
令和3年10月26日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	:第三欄が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当に関する情報」が含む項(56の2の項:30条11号) :第三欄が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含む項(19の項:13条の2・2号ニ) :第三欄が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄に「特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含む項(56の2の項:30条11号) :第三欄が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報」が含む項(110、119の項:55条の2・1号ト、2号ト、3号ト、4号ト、59条の3・1号ル、2号ル) :第三欄が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含む項(9、12、15の項:8条1号ル、2号、10条の2・1号ト、11条の2・1号ト)	:第三欄が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当に関する情報」が含む項(56の2の項:30条1号ル、2号ヌ) :第三欄が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含む項(19の項:13条の2・2号ロ) :第三欄が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄に「特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含む項(56の2の項:30条2号ル) :第三欄が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報」が含む項(110、120の項:55条の3・1号ト、59条の3・1号ワ、2号ワ) :第三欄が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含む項(9、12、15の項:8条1号ワ、2号ワ、10条の2・1号ト、11条の2・1号ト)	事後	番号利用法改正による号ずれの修正
令和3年10月26日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(12の項:10条の2・1号)	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含む項(12の項:10条の2・2号)	事後	番号利用法改正による号ずれの修正
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	